規制・制度改革に関する分科会 第1ワーキンググループ(復旧・復興/日本再生)第6回 議事概要

- 1. 日時:平成24年3月27日(火)9:26~11:43
- 2. 場所:永田町合同庁舎第1共用会議室
- 3. 出席者:

(委員)大室康一(分科会構成員)、深川由起子、深谷卓司、山田大介

(国土交通省)都市局 和田都市計画課長

望月市街地整備課長

清瀬まちづくり推進課長

住宅局 坂本市街地建築課長

(厚生労働省) 職業安定局派遣・有期労働対策部

鈴木需給調整事業課主任中央需給調整事業指導官

草野需給調整事業課長補佐

富永需給調整事業課長補佐

(経済団体) 一般社団法人日本経済団体連合会

(事務局) 宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、小村参事官

4. 議題:

(開 会)

- 1. 復旧・復興/日本再生ヒアリング
 - ○国土交通省からのヒアリング
 - ○日本経済団体連合会からのヒアリング
- 2. 日本再生ヒアリング
 - ○厚生労働省からのヒアリング
 - ○日本経済団体連合会からのヒアリング
- 3. ヒアリング結果を踏まえた中間報告書作成項目について

(閉 会)

5. 議事概要:

○小村参事官 時間が少し早いのですが、皆さんおそろいですので「規制・制度改革に関する分科会第1ワーキンググループ(復旧・復興/日本再生)」第6回目の会議を開催いたします。

皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

なお、川本委員は本日御欠席です。

それでは、議事に移らせていただきます。本日は前回のワーキンググループに引き続き、 関係者ヒアリングを行います。その後、これまでのヒアリング結果を踏まえたワーキング グループとして取りまとめる中間報告書の作成について、御議論、御確認等をしていただ きたいと存じます。

それでは、今後の進行は大室委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 ○大室委員 では、第1ワーキンググループの議事を進めさせていただきます。

それでは、議題1の復旧・復興及び日本再生ヒアリングに移らせていただきます。本日は国土交通省及び日本経済団体連合会の皆様には、大変お忙しい中を御出席賜りましてありがとうございます。それぞれより御説明いただいた後、まとめて質疑応答とさせていただきますので、まず国土交通省から15分程度で御説明をお願いいたします。

本日は、大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和と、再々開発事業に 向けた都市再開発法の見直しという2点について、御説明いただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○国土交通省(和田課長) 国土交通省で都市計画課長をしております和田と申します。 よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に「都市計画法等の改正について」という資料1-1があると思います。まず、大規模小売店舗の関係の説明を、この資料でさせていただきたいと存じます。

この法改正をしたときのそもそもの事情といいますか、制度の概要を最初に説明させていただきたいと存じます。当時、中心市街地の空洞化はもとより、公共投資の非効率性あるいは CO₂ の排出等々の環境負荷が議論になっていました。そうした中で、都市機能の適正な立地を進めていかなければいけないのではないかという観点、そして中心市街地の振興方策を更に具体的に積み上げるという観点、この2つが主に法律として改正されるに至ったところでございます。その中、本日のこの議題にあります都市計画法・建築基準法の改正の話は、都市機能の適正立地の観点から当時の法改正がなされたものでございます。

具体的に申しますと、大規模集客施設の適正な立地の確保ということで、その大規模集客施設の定義はそこにございますが、こういった施設につきまして都市計画の区域の中で、立地してよい土地利用の用途を定めたものがあるわけですが、その中で第二種住居地域・準住居地域・工業地域については、原則としては立地ができないという形にして、市町村が必要と認める場合には、開発整備促進区、ここは大規模集客施設の整備による商業とかその他の業務の利便を図るための地区計画をつくって、市町村がそれを定めればそこに立地できるという制度に改めております。

ここの考え方自体は、中心市街地の空洞化を少しでも対策していきたいということとともに、特に工業地域等々になりますと道路、下水道といったインフラの入り方が、商業立地をする場合と比べて元々多少異なっていることが多くございます。そうしたときに市町村としてそこの公共投資、道路を少し整備し直すとか、その後の維持管理をどうしていくのかといったことを総合的に考えて、やはり必要だというときにはこういった地区計画で

きっちりとできるようにしています。

なかなか将来の公共投資が重そうだし、地域の住民による負担も考えて難しそうだということであれば地区計画を定めないで、そのままになるというようなことかと存じます。

下のところに例としてありますが、工業地域における工場跡地において公共施設の整備と併せて行う場合というようなイメージ図を描いてございます。今、申し上げたことが大体このイメージに合うかと存じます。

ページを裏返していただきまして、今、用途地域のところで制限が第二種住居地域、準住居地域、工業地域のところが厳しくなりましたということを申しましたが、それ以外のところは同様でございまして、改正前と改正後の全体像を示した表でございます。

また、この制度改正をするときに、そして、その後も各種団体さんからかなり多方面からの意見を頂いております。 3ページ目にありますのは一例でございますが、やはり大規模店舗の出店ということについては、もっと厳しくすべきではないかという意見も当時ございました。そして、現在でもそういう御意見を言われているところもございます。今回のように少し厳し過ぎるのではないかという御意見もございます。我々としては平成 18年当時、そういったことを総合的に勘案して今の制度にしているわけでございますが、先ほど申し上げました公共投資の非効率性とか環境問題、中心市街地そのものもそうですが、こういったところの背景となる事情は、そんなに大きく変わってはいないのではないかと思っております。

また、海外との比較で申しましても、ここではドイツの例を挙げておりますが、日本が特別に他の国に比べて立地規制が厳しいという法制度にはなっていないのではないかと分析しているところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大室委員 ありがとうございました。

続いて再開発についてお願いします。

○国土交通省(望月課長) 市街地整備課長の望月と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、市街地再開発事業の概要という資料に基づきまして、市街地再開発事業及び 再々開発事業の取組について御説明したいと思います。

2ページ、市街地再開発事業は左の図にございますような問題が発生する市街地で、計画的な再開発を行って、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業でございます。

3ページ、再開発事業の仕組みの特色としては、敷地・建物を共同化、高度利用することで道路等の公共施設用地を生み出すこと。従前の権利者の権利は等価で新しい再開発ビルの床、これを権利床と言っておりますが、これに置き換えるということ。高度利用によって新たに生み出された床を処分して、この処分する費用で事業費を充てていくという事業の特徴がございます。

再開発事業の実施に当たりましては、ここにございますような高度利用地区、特定地区計画区域内、地区内の耐火建築物の割合が3分の1以下、十分な公共施設がないこと、土地の利用が細分されていること等、土地の利用状況が著しく不健全であること、土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献をすることという、4つの要件全てを満たすことが求められております。

5ページ、ここに再開発事業の事例をお示ししておりますが、左にございますような狭小敷地が多数存在し、低層の木造老朽家屋が密集したようなところ、さらに道路等の公共施設が未整備なところで、右にございますような施設建築物、ビルをつくるというのが再開発事業でございます。この例は東池袋4丁目の組合の施行で行いました事業の例でございます。

6ページ、再開発事業の実績でございますが、23年3月31日現在、全国で926地区施工しております。うち783地区が完了しており、差引き143地区で事業中という状況でございます。

7ページ、再開発事業をした地区を再度再開発する、再々開発と言っておりますが、これを行った事例の紹介でございます。全国で1事例ございまして、ここにございます小樽駅前の第3ビル周辺地区という再開発事業でございます。これは下に図がございますが、小樽駅前第3ビルという破線で囲った部分です。これが昭和51年に行いました小樽駅前地区市街地再開発事業でつくりました建物でございまして、それを含んだ周辺の地区を含めた再々開発を実施して、7ページの右下にございますが、こういう再開発事業として完了しているところでございます。

8ページ、今、申しましたように再開発事業により整備された建築物を再度再開発により整備する動きがある中で、先ほど申しました再開発の要件のうち、土地の利用状況が著しく不健全の事例として赤のアンダーラインで示してございますが、十分な公共施設がないこと、土地の利用が細分されていることが限定列挙と誤解されて、事業化を断念することが懸念されたことと、幅広く事例を収集して他地区への参考にするために、平成22年4月8日付で公共団体宛てに事務連絡を発出いたしました。同時に社団法人再開発コーディネーター協会等を通じまして、デベロッパーであるコンサルタントにも周知をしたところでございます。結果として1件のお申出がございました。

9ページ、「規制・制度改革に係る方針」において、「老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備」といたしまして、「過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する」とされたことを踏まえまして、事業実施済み地区に関する地方公共団体・ビル管理者向けのアンケートを実施しております。

再開発事業につきまして地方公共団体による回答は下の表にございますように、対象が936 地区で1つの地区を複数の工区に分けて行うことがあり、その複数に分けた工区も地区として数えておりますので、先ほどの実績の中にございました完了の783地区がここで

言いますと 936 になります。そのうち回答いただいたのが 857 地区でございます。そのうち事業完了公告後 30 年を経過した地区が 70 地区で全体の 8 %、それから、再度の事業実施を検討している地区が 4 地区という回答をいただいております。

また、ビル管理者による回答でございますが、これはビルの棟数で数えております。同じく 783 地区で 1,131 棟ございまして、それぞれのビルに管理者がいらっしゃるわけですが、その方に調査を依頼したところ、783 棟から回答を頂きました。そのうち老朽再開発ビルが全体の 65 棟で 8 %、建替えを検討しているのが 9 棟、地区数で申しますと 6 地区ございました。

10ページ、再開発事業の前身でございます防災建築街区造成事業、市街地改造事業と2つの事業がございまして、それぞれで整備された事業、ビルについても同じようなアンケートを実施しております。

地方公共団体による回答といたしましては、367 地区に調査を行いまして 270 地区から 回答を頂きました。当然この地区は全て 30 年を経過している地区でございますが、そのう ち再度の事業実施を検討している地区が 26 地区ございました。また、ビル管理者による回答といたしましては 125 棟から回答をいただきまして、18 棟、地区数で言うと 8 地区で建替えを検討している状況でございました。

11ページ、ただいま申しました地方公共団体及びビル管理者等に対して行いましたアンケート調査・聞き取り調査の結果から、再度の市街地再開発事業の実施を検討している地区は、先ほど地方公共団体の方で4地区、ビル管理者の方で6地区ありました。それぞれを調べてみますと一部が重複しておりまして、全体で8地区ございました。その8地区につきまして精査したところ、具体的な建替えを検討している地区が2地区ございました。この2地区のうち1地区につきましては、周辺地区を取り込んだ事業をするという方向で現在検討が進められております。もう1地区につきましては先ほど申しました事務連絡で通知した例に該当するものとして、国に今、相談が寄せられている状況でございます。

先ほど申しました防災建築街区造成事業と市街地改造事業につきましても、詳細に見てみますと同じく公共団体の方で 26 地区、ビル管理者で 8 地区とございましたけれども、6 地区が重複しておりまして、全体で 28 地区ございました。このうち具体的な検討を実施している地区は 9 地区ございまして、これらの地区については個別に検討状況を確認した結果、法律に例示された要件を満たす内容で検討していたり、あるいは再開発ではなくて他の事業手法の活用を検討したりしている、という中身でございました。したがいまして、事務連絡で該当するような案件はございませんでした。

このような状況から、現時点で新たな要件により法適用の判断が必要という事例は非常に限られているということから、具体的な事例を示すということではなくて、事務連絡で周知したとおり、まず個別に相談を受けまして事例を収集した上で、当該収集した事例を基に適用の考え方を地方公共団体と共有させていただくことが必要ではないかと我々は考えております。

さらに、地区年数の経過とともに再度の事業化の動きが当然活発になるだろうと私ども は想定しておりますため、事業計画が具体化していく中で、その事業化を妨げることがな いよう適切な対応をとっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大室委員 ありがとうございました。

それでは、続きまして日本経済団体連合会から 15 分程度で御説明をお願いいたします。 〇日本経済団体連合会 おはようございます。本日はこのような機会を与えていただきま して本当にありがとうございます。また、ワーキンググループの委員の先生方におかれま しては、日頃から規制・制度改革の推進に大変御尽力をいただき、産業界として感謝申し 上げます。

資料に沿って御説明をさせていただきます。ページをおめくりください。

制度につきましては、ただいま国交省の方から御説明いただきましたが、都市計画法、建築基準法の一部改正から今年で5年目を迎え、1つの節目を迎えているのではないかと思っております。前回の改正におきまして、第二種住居地域、準住居地域、工業地域において大規模集客施設の立地ができなくなってしまいました。ただし、先ほど御説明がございましたように、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画の決定により立地が可能となっておりますが、これは事業者にとって大変使い勝手の悪い制度であるのが現状です。

次のページを御覧ください。大規模集客施設の用途規制による影響を記載しておりますが、前回の改正によりまして立地可能地域が大きく減少しております。例えば、東京都の用途地域別面積で見ますとこの第二種住居地域、準住居地域、工業地域が6地域全体の約18%を占めております。他方、事業者の出店地域で見ますと実は工業地域の出店がかなりの割合を示しております。この理由としては、工業地域といいましても、駅の近くにある場所もございますし、まとまった土地が手に入りやすいということが挙げられます。工場跡地に出店できないことによりまして、土地の流動性が低下して産業構造の転換が阻害されていることも想定されるところでございます。

ページをおめくりください。今回の改正がどのような結果をもたらしたかということですが、延べ $1 \, {\rm Z} \, {\rm$

ページをめくっていただきまして、我々の要望事項を申し上げます。下に記載しておりますように、今回の都市計画法等の一部を改正する法律の附則におきまして、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。我々としては、法の施行から5年近くが経過している今、この附則に従い、本当に当初の目的にかなったまちづくりが行われているのか、しっかりと実態調査を行った上で制度の見直し

を検討していただきたいと思います。より具体的に申しますと、大規模集客施設の立地可能用途地域を現在の3用途地域から以前の6用途地域に戻していただきたいということでございます。

ちなみに欧州ビジネス協会(EBC)は、これは在日欧州企業の集まりでございますけれども、「日本の商慣行に関する EBC 報告書」の中で、現行規制は「大規模小売業のために新たな土地を見つけることをきわめて困難にしている」ということで法改正を求めております。日本に対する参入障壁の1つと海外からも見られておりますので、是非このような制度を見直していただければと思っております。

続きましてもう一つの資料、再々開発事業に向けた都市再開発法の見直しにつきまして 御説明いたします。

表紙をおめくりください。制度の概要につきましては国土交通省の方から詳細に説明いただきました。市街地再開発事業といいますのは、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業ということで、大変重要な役割を果たしております。

このうち、第一種市街地再開発事業につきましては、都市計画に定めるべき施行区域要件といたしまして、「当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること」とされております。「土地の利用が細分されていること等」ということで、この「等」がついている以上は、あくまでも例示であると考えております。

ページをめくっていただきまして、先ほどの説明にもございましたけれども、再々開発が必要と思われる事業は、全国で約360地区ございます。こうした地区又はビルには、かってはまちづくりにおいて大変重要な場所にあって、都市のシンボルともなったビルも数多くございます。ただ、こうした地区には経済的な耐用年数を迎えて大変老朽化し、機能が低下してテナントが撤退して空室率が増えている、あるいは、更新が進まないで活力が低下しているというところもございます。大震災を受けまして、今、建物の耐震化、更新意識の高まりを受けて、防災上の観点からも、老朽化している既存建物の安全性や耐久性の確保は、喫緊の課題であると私どもは思っております。

昨年7月21日に公表された「規制・制度改革に関する分科会第二次報告書」によれば、「それ以外の当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であることの具体例を明示するなど技術的助言を行うべきである」とされています。

それを踏まえた上での要望事項ですが、我々といたしましては特に上の2つ目のポツにあります、「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること」につきまして、できる限り具体的な例を明示していただくなど、自治体に技術的な助言をしていただきたいと思っております。

この関係では先ほどもお話がございましたように、事務連絡の中で、再々開発事業に係る施行区域要件の適用にあたっては、当職にご相談くださいというふうに書かれておりますが、多くのデベロッパーにとって役所は敷居が高いと思われているのも現状です。した

がって、相談のきっかけになるような具体的なガイドラインを明示していただければ、あるいは具体的な事例を少しでも示していただければ、それを基に彼らも役所に行って話ができるのではないかと思っております。

この都市再開発法には次のページに書いてございますように、様々なメリットがあり、 是非こういった手法を使って都市の再々開発が進めばよいと思っておりますので、是非御 検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○大室委員 ありがとうございました。国交省からの説明と、経団連からの要望が出ております。それでは、これから資料1について御意見、御質問をいただきたいと思います。
- ○山田委員 おはようございます。どうもありがとうございました。

前段の都市計画法について御質問をさせていただきたいと思います。

まず経団連さんの方からお話がございましたが、一方で大規模店舗ではなくて中小の事業者の方々がこの法律を施行されて、今、どのように反応されておられるのか。それを少し教えていただきたいのが1つ目です。これはどちらからの御回答でも結構です。

2つ目は、経団連の方から御説明を受けた中身について、いわゆる自治体が地区計画を つくることができれば、制限された地域でも新たな開発ができるというお話だったのです けれども、この方法は実際には大変使いにくいというコメントがあったと思いますが、ど こがどう使いにくいかということを御説明いただきたい。以上の2点でございます。

- ○大室委員 前段は国交省から実態をお話しいただけますか。
- ○国土交通省(和田課長) 中小の方はどう思っていらっしゃるのかということですが、一番ある意味集約されているのが、資料1-1の3枚目の関係団体の要望・意見のところで、全国の中小企業団体の中央会あるいは日本商工会議所を中小と言っていいのかどうかはありますが、その中に中小の方も入っていると思いますので、こうした方々のところからは集約した御意見として、大規模店舗についてはもう少し厳正にやってもらうことも考えるべきではないかというお話を具体的な要望として伺っておりますので、それぞれの地区で事情は違うと思いますが、押し並べて言えばこういった御見解をお持ちなのかなと思っています。
- 〇山田委員 分かりにくいので確認なのですが、全国中小企業団体中央会あるいは日本商工会議所の意見を集約すると、現在の平成18年に改正された都市計画法は正しく機能していて、これは肯定的におっしゃっているという意見ですか。
- ○国土交通省(和田課長) 中心市街地の活性化そのものに対する施策は中小企業庁の方で別途行っておりますが、これについてはもう少し深掘りすべきではないかという御意見と、土地利用の規制に関してはもう少し厳格に厳しくしてもいいのではないかという御意見がありました。
- ○日本経済団体連合会 2つ目の質問ですけれども、国土交通省の資料の1ページ目の下に書いてございますが、開発整備促進区を定めるに当たりましては、原則として公共施設を併せて整備する必要があるということが、第一の障害になっております。それから、当

該市町村が都市計画を決定するときには都道府県知事と協議をする必要があるわけですが、 都道府県知事は広域調整制度と呼んでおりますが、関係市町村等から意見調整をして協議 に臨むことになっております。その際にいろいろな意見も出て、調整にかなりの時間を要 するということで、都市計画の素案を作成してから決定するまでに、大体1~3年ぐらい かかると言われております。

そもそも都市計画の変更を提案できますのは地権者、NPO、都市再生機構などでありまして、権利を有さない民間企業が活用できないという形になっております。

したがいまして、大規模集客施設の誘致などによる再開発は、よほどの意欲やニーズがある自治体の協力がないと、開発整備促進区を定める都市計画の変更による出店は困難であると私どもは伺っております。

〇小村参事官 国土交通省さんの御説明のところなのですけれども、全国中小企業団体中央会の部分で、大規模集約施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するためという、「郊外」という言葉が入っているところが若干気になっているのですが、例えば商業区域とかそういった中心の部分とか、そういったところも含めた中で言うと、「郊外」というのはどういう意味でお聞きになっているのかというのが分かれば教えていただいてもいいですか。

- ○国土交通省(和田課長) 厳密な意味で定義して使っている言葉ではないとお聞きして おりますが、一般的には市街化区域の外ということが多いかと思います。
- ○小村参事官 ただ、お聞きになっている範囲ではゾーニング規制そのものは、当該団体 については強化ということで御要望等をお聞きしているということは、それでよろしいと いうことですか。
- ○国土交通省(和田課長) 主に商工会議所の方からそのように聞いております。
- ○深谷委員 論点が変わるかもしれませんが、商業地域や準工業地域という地域の選定の 見直しの頻度はどれぐらいでやられているのですか。一旦例えば商業地域となったら、そ れはもうそのまま商業地域ということなのか。見直しはどのように行われているのでしょ うか。
- ○国土交通省(和田課長) 制度的には、これは世の中の状況が変わればそれに応じてき ちんとやってくださいと言っておりますが、自治体によってかなり頻度はまちまちなもの があると思います。例えば東京都辺りですとかなり頻繁にされておりますが、必ずしもそ うではない状況のところもあるかと思います。
- ○深谷委員 そこは国交省さんの方からやりなさいというような、半強制的なものは出ないのですか。
- ○国土交通省(和田課長) 地域主権改革の中で各種様々な権限はほぼ自治体に全部下ろしてしまっております。この4月1日からも多くのところでまた権限が下りてまいることになっております。
- ○深谷委員 それであれば、昭和 43 年に一番大本となる都市計画法ができて、18 年に改

正されるときに、ゾーニングは元々商業地域だった、あるいは住居地域だったけれども今はどんどん様変わりしているところがあるので、こういうひずみのところを改正してほしいという要望になっているのではないかと思います。元々は工業地域だったけれども、例えば工場が撤退したから見直しをしていきなさいということを強くおっしゃるのか、あるいは自治体にどんどん権限を下ろしているということであれば、再開発事業の区域要件のところの4項目に「土地の利用状況が著しく不健全である」という非常に漠とした制限は一気に撤廃するとか、全てを全面的に見直していかなければならないのではないかという印象を受けます。その辺は何か御意見ございますか。

○国土交通省(和田課長) 都市計画の体系につきましては、地方分権の中でかなり長い 議論をし、この4月1日からも権限が下りることになっております。

もちろん、我々は強制力を持って何とかしてくださいと言うことはできませんが、やは り普段から見直すということは法の精神にのっとって必要だと思いますから、そこはある 意味技術的な助言というベースにはなりますが、そういうことはしていかなければいけな いと思っています。

ただ、実際のこの地域の用途がどうあるべきかは、やはり地域の実情を一番よく御存じの地域のところで決めていただくということかと思っております。

○深川委員 事例を基に適用の考え方を共有させていただくということだったのですけれども、事例を収集して、それを例えばこういう事例が 11 ページにあって、こういうふうになりましたということを何か検索したり、相談に行ったりするときに事前に情報収集することができるような体制になっているのでしょうか。

○国土交通省(望月課長) 先ほどお話をしましたアンケート調査の結果につきましては整理して、今年度中に公表していきたいと思っております。ただ、具体的な事例は個々の権利者との関係などもありまして、公表することが非常に微妙なものもございますので、全てを公表するということではなく、中身を精査した上で、公表できるものを積極的に公表していきたいと思っております。

〇山田委員 話が前後して済みません。前段の方で御質問させていただきたいのですけれども、この都市計画法の改正の趣旨が都市機能の適正立地あるいは中心市街地の振興方策ということで、法の趣旨は全くそのとおりだと思います。大本のところでの御質問というか、皆さんどう考えられているかということを確認したいのですが、そもそも地域とか地方の都市をイメージして、大規模集客施設がある方が住民の効用が上がるのか、すなわち利便性とか雇用という問題に関してですが、あるいはそうではなくて、中小の店がいっぱいある方が住民の効用が上がるのかどうか。

これはもちろん、立場によっていろいろなことをおっしゃる方がいると思うのですが、 国民の効用とか住民の効用という観点から考えて、実は大規模集客施設があった方が、町 が活性化して利便性が上がるのか、あるいはそうではないのか、その辺のところをどうい うふうにお考えになられているのかということを、国交省の方と経団連の方にお伺いした いのですが、いかがでしょうか。

○国土交通省(和田課長) 私どもは地域の特性によって異なると思います。例えば高齢者がこれから非常に多くなってきますし、今も多いので、そういった町においては公共投資の余力も少ないでしょうし、歩いて暮らせるまちづくりのようなことに向かっていかなければいけない。それが住民の福祉だと言うところもあると思います。そういったところにつきましては遠く離れたところの、遠くと言うのも言い過ぎかもしれませんが、車で行くようなところよりは、身近なところをある程度重視せざるを得ないところもあると思います。また、CO₂の排出という意味でも同様のことがあるかと思います。

一方でそうでないところもあると思いますので、そこは自治体として、今、住んでいらっしゃる方、あるいはこれから住んでこられる方々も含めて、どういう方向を目指すのか。 ここは多少分かれるところかなと思っております。

○日本経済団体連合会 ケース・バイ・ケースだと思いますが、こういった大規模な出店者と新規の出店の方と商店街が連携しながら、町全体を活気付けていくというような取組が必要です。実際これをされているところも随分あり、かつ、成功しているところもあると思います。したがいまして、大規模店舗だけあればいい、あるいは小規模な商店街だけあればいいという話ではないのではないかと我々は思っております。

〇小村参事官 経団連さんからの御質問のことを、数字で分かれば幾らかはっきりさせておきたいと思うのですけれども、国交省さんからの御説明のとおり、地区計画を定めることが市町村ごとでできる形になっていて、その中でこういう $1 \, \mathrm{Tm}^2$ を超える店舗を都市計画の中に盛り込みますとやれば進められますということなのですが、実際に市町村の中で独自に地区計画を定められている市町村というのがどれぐらいあって、加えて $18 \, \mathrm{FUR}$ 、 $1 \, \mathrm{Tm}^2$ を超える店舗を建てられるようにする地区計画を定められている市町村というのは、どのぐらいの数があるのかというのをお分かりになったら教えていただければと思います。

○国土交通省(和田課長) まず、説明しました開発整備促進区を定める地区計画を定めている市町村は、今までに3つございます。景気が相当低迷してきて出店の力も強くなくなってきているということ、あるいは高齢者や環境を意識されていると聞いております。 ○山田委員 先ほどの質問に敷衍して述べさせていただきますが、正に国交省さんのおっしゃられること、あるいは経団連さんのおっしゃられるとおりだと思います。町ごとに事情は異なると思います。ということは、大規模集客施設をつくるか中小中心でいくかというのは、要するに町ごとに考える必要があるということであれば、もっと議論しなければいけない、もっと議論されてしかるべきだということが恐らくおっしゃられていることだと思います。

そうすると、議論を促進する枠組みとして今の形がいいのかどうかという議論をすべき ではないかというのが、恐らく皆さんがおっしゃっていることではないかと思います。そ うすると、ここの今言った地区計画策定、3つが多いのか少ないのか私には分かりません が、何となく感じとしては少ないような気もするのですが、そうすると例えば今、仮にこういうことができるかということなのですが、第二種住居地域、準住居地域、工業地域について今の改正後の形ではなくて、逆に制限をなしとしておいて、逆に制限をかける場合には自治体から何とかストップがかかるというようにすると、もっと議論ができるのではないでしょうか。

あるいは例えばこの法律としても先ほど経団連さんがおっしゃったように、ボールを最初に投げる人が NPO とか土地の所有者というのではなくて、事業体の方がボールを最初に投げられるようにするとか、もっと議論を促進できるような枠組みに変えるというのが一番正しいのではないでしょうか。議論した結果、町ごとに事情が異なるので、この町では大規模集客施設は NO ですよ、この町は YES ですよということ、それが求められている姿なのではないかと思うのですが、いかがですか。

○国土交通省(和田課長) いずれにしても地域での議論をしっかりしていただくことが 大事であることはおっしゃるとおりだと思います。そのために制度のフレームは何がいい のかということについては、フレームの前にも今でも議論できる状況はもちろんあります し、おっしゃられたように平成 18 年の改正前は、逆にここの全面立地禁止という形にはな っていなかったのですが、そのときに議論ができていたかと言うと、逆にこのときはこの ときで議論がしづらかったという状況が市町村側にはございますので、今の在り方が例え ば全く全面禁止を解いた上で議論しやすいのかといったところについては、もう少しよく 見てみないといけないかなと思います。

○深川委員 やはりこの前の大震災以来、相当皆さん危機感を持ってきていると思うのです。国民の方も。特にこういう木造密集地とか火災の危険性を首都圏で考えると、やはりモーメンタムはあると思うのです。ただ、そのときに NPO とか住民の方にお任せしますと言っていると、住民の方たちは素人の集団なので危ないなと思いながらも、では私はどうすればいいんですかというのがやはりあるので、先ほど山田委員から御指摘があったように、事業者さんの側からこうすればもっと合理的で、火事もなくて避難もしやすくてというアドバイスとかアイデアがあれば、それを活用できるような制度にしていく方が効率がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国土交通省(望月課長) 再開発事業につきましてはプレイヤーが、先ほどの経団連さんからございました再開発法で行うときのメリットとして、税制や支援等いろいろありますが、要するに都市計画事業として行うということですから、公共団体がまちづくりの中でそのプロジェクトをどう評価していくのかということが1つございます。それから、地権者の合意と、そこにもし事業者が入れば事業者。この3人のプレイヤーでプロジェクトを進めていくことになります。

今お話がありましたように、地元からいろいろな提案をするだけではなくて、事業者の 方からそういう提案をしていただいて、そして地元の公共団体とよく議論をしていただい て、そして先ほどおっしゃった都市計画の手続をして事業を進めるというフレームに乗っ ていきますので、今お話がございましたのは非常に重要な話で、そういうことを進めていくということだと思いますが、それが今の仕組みの中でできないということではなくて、今の仕組みの中でも十分そういうことはできるのではないかと思っております。ただ、今申しましたようなことはこれからも引き続きしっかりやっていかなければいけないかなと思っております。

○大室委員 他にございますか。

○山田委員 後段の方で幾つか御質問申し上げたいと思うのですが、議論されている4ページの3つ目のポチ、十分な公共施設がないこと等々のくだりなのですけれども、これは理解を深めるための御質問ですが、お話の中で再開発の例と再々開発の例と2つあったと思いますが、ここの3つ目のポツというのは再開発も再々開発も両方とも同じことがかかっているという理解でよろしいですか。特に再々開発の方に今、フォーカスを当てているように聞こえたのですが、両方とも同じということでよろしいですね。

分かりました。

それを踏まえた上で、先ほど深川先生がおっしゃったように震災の後で土地の再々開発、 再開発は喫緊の課題だと思います。どんどん人も少なくなる中でコンパクトシティという ことも進めなければいけないとなると、この再開発と再々開発をもっと促すような法律、 仕組みをつくるべきなのだろうというのが私の個人的な思いです。

その中で国交省さんの方はいろいろお調べになられていて、実は余り事例がないので相談だけでもいいということは 11 ページにお書きになられていると感じたのですが、そうであったとしても、相談はもちろんやるべきだと思うのですが、別に具体的事例を開示した上で、なおかつ相談を受けるという仕組みにしても問題ないのではないか。経団連の方から具体的事例を開示してほしいとおっしゃられているということを考えると、両立させることですぐに割とうまくいくのではないかと思うのですが、なぜ具体的事例の開示にそれほど前向きでないのかということをお伺いしたいということが1つと、経団連さんの方から言われたことの中で本質的かなと思うのが、要望事項の1番のところのいわゆる土地の細分化がされていること等というところの解釈の問題の中で、正になるほどと思ったのは下の青い枠の中に書かれている現行制度上における再々開発の問題点の1のところで、既に再開発されているところは1筆共有されている。これは全くそのとおりなのですが、こういう事実がある中で規制というか「細分化されている」と入れているというところは、これは多分逆のベクトルが働くことに他ならないと思います。ここのところは、もし事実認識がそうであるとすれば、書き方を変えるとか、改正された方がいいのではないでしょうか。

すなわち何かというと、申し上げたとおり再開発、再々開発は喫緊の課題だと思うので、 できるだけ促すような方向に持っていくというところが、国民の効用を上げる上で重要な のではないかと、そのように思いますが、国交省さんの方ではいかがでしょうか。

○国土交通省(坂本課長) 市街地建築課長の坂本でございます。再開発は私どもの課で

もやっておるものですから1つお答えします。

今、御議論されている中で市街地再開発事業をやるべきかやるべきではないかという形での議論のように聞いておりましたが、実は事業手法には目的に合わせて、いろいろございます。

例えば密集市街地は危険ではないか。おっしゃるとおりなのですが、これは「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」という別な法律がございまして、密集市街地の木造の建物を取り壊し、公共施設をつくって火災に強いように変えていこう。耐震性で言いますと「建築物の耐震改修の促進に関する法律」というものがございまして、これは耐震補強等を行っていきます。例えば耐震性で言えば補強でもいいではないかというのは当然あるのですが、こういった事業と比べたときに市街地再開発事業の際立った特徴は、写真を先ほど見ていただきましたように戦後はこのような町がいっぱいございました。非常に小さい建物がいっぱい並んでいて、土地利用効率が非常に悪い、このような駅前では町が発展しないという状況の中で、都市計画もかけ、しかも強制力も働かせ、かなり補助金も入れるという形で進めてきております。

例えばこの再開発事業を我々が調査したとき、細かいことは今回調査の中に入れておりませんが、いろいろな検討の中では役目が違うのではないか。例えば商業用にしたのだけれども、今後は高齢者施設にした方がいいのではないかということを検討されているところもございまして、そういうものをコンバージョンと呼んでいますが、実は、コンバージョンに対する中心市街地活性化用の補助事業を持っておりまして、それを検討しております。

そういったいろいろな事業指標や地区の状況を踏まえた上で、一番の問題として私ども が再々開発をしないと言っているのではないですが、一度投資して高度利用したものにつ いて、再度強制力を働かせて、また国及び公共団体が補助金を入れていくということが妥 当な状態とはどういうことなのだろうかということを今、学ぼうとしているところです。

先ほど1点だけ小樽の例がございましたが、この小樽につきましては区域を拡大して、その周辺地域に隣接している土地の細分化されたところも取り込みながら、全体を高度利用するという御決断をされました。それ以外に何なのだろうと考えたときに、これは明らかにそうですねと言える、国民の皆様に税金を使わせていただきますよと言えるような事態は何なのだろうということについて、具体的な例が正直言って今、思いつきません。ただし、あるのではないかと思っております。それを皆さん具体的に教えてくださいということを今、申し上げている状況です。でも私どももただ単に紙を出しているわけではございませんで、先ほどの資料も全国市街地再開発協会という団体が出ていましたし、先ほど口頭説明でもありましたが再開発コーディネーター協会などのコンサルタントや工業団体もございますので、そういう場を通じて常々、具体的な事例を教えてほしい。説得力のある議論をしたいとお願いしているというのが、今の状況でございます。

ですから、気持ちとしては再開発して町の中全体を安全で快適で機能が高いものにした

いという思いは全くそのとおりなのですが、そのために最もふさわしい事業手法は何かということを模索している最中なので、具体的な教えをむしろ頂きたい。残念ながら今はそういう段階ですということでございます。

○山田委員 ありがとうございました。全くそのとおりだと思って大変勉強になりました。 ただ、私が聞いているのはそこではなくて、相談することに加え具体的事例も出された らどうでしょうかということについてどうお考えかということと、先ほどの土地の1筆と いうのが多い中で、土地が細分化されているということを書かれているということは、マ イナスに働くということはどうなのでしょうかということです。お話は全くそのとおりだ と思いますが、その2点をお伺いしたかったのです。

〇国土交通省(坂本課長) 先ほどの具体的な事例は、実は再々開発を具体にやったものはまだ1件しかないものですから、小樽しか表示できないのです。情けない話なのですけれども、こういう状況ではないですか、これはできませんかと言ってもらいたいのです。 私どもも申し訳ないですけれども、東京にいるものですから、各地のいろいろな地区を見て、これは変ですねという具体的な事例を持っていないので、例えば経団連さんが来られているので、1つでいいので、こういうものはそうではないかという事例を言っていただけると有り難いというのが 1 点。

細分化の件につきましては、実は土地が細分化されていることが高度利用や都市機能の更新にとって最も妨げになると考えておりますので、細分化というのは極めて重要な阻害要素だと思っています。ですからここに書いてありますけれども、これもないし、あるいは公共施設も足らないとなってしまうと、言い方は悪いのですが、単なるビルの建替えですかという話になってしまうものですから、単なるビルの建替えに強制力を働かせてとか、あるいはそれに対してどのぐらい助成するべきかというのは違う平面で考えないといけないかなと。再開発したものだけ、特にもう一回強制力を働かせてたくさんの補助金を入れるべきであるというのは違うのではないか。同じようなビルはいっぱいあって、自力で建てられているビルもありますから、それとの均衡はどうなるのでしょうかという辺りは、当然考えなければいけないのかなと。ちょっと余計なことも言い過ぎましたが、そういうことでございます。

○大室委員 他にありますか。

では、私からも1点、質問をさせてください。まず都市計画法というか大店法の問題ですが、先ほど山田さんから昔に戻して、地元で協議したらどうかという提案がありました。経団連の要望である都市計画上の問題に加えて、商業行政、つまり地域ごとに大型店と地元がどのようにして共存していくか、調整していくかが重要な課題だと思います。現状の規制・制度では、話し合う余地が少なくなっていると感じております。 従来の方が良いということではなく、都市計画と商業行政、双方の視点を兼ねた規制・制度の在り方を改めて考えていくべきではないでしょうか。

○国土交通省(和田課長) 商業に関係する地元の方々がよく話合いをするということ自

体、非常に大事なことだと思います。そこがどういう制度設計がいいのかというのは、恐らく経済産業省の方でいろいろな蓄積もあって、また、検討されてきているかなとは思いますので、私どもの方から今、特に知見を持って、そういう議論自体は非常に大事だと思いますが、具体的なイメージを今、持っていません。

○大室委員 都市計画を含めてまちづくりという意味から考えると、小さいお店と大型店 が両立する形をつくるのが本当のまちづくりであるので、経済産業省さんの問題だという ことではなくて、都市計画の観点からも問題提起を行っていただきたいと思います

○国土交通省(和田課長) そこは我々もまちづくりの方には責任を持って仕事をしているところでございますので、市町村がそのときに役割を、実際には両者の間に立って調整したり議論したりということかと思いますので、そういった制度というよりは、実際にきちんときめ細かに議論をしていくという姿勢の問題も大きくあるように思いますので、そういったところは議論がきちんとできるようにしていくということは考えていきたいと思います。

○大室委員 それでは、1つ質問なのですが、数字上では、08年度以降、極端に大型店の 出店が減っています。これは規制の目的を達成したということかもしれませんが、国民経 済的に見て商業の近代化という意味も含めて、ただ大型店を抑制すればいいという都市計 画ではいけないのではないかと思っております。都市計画上の視点から、この大型店の出 店が極端に減少したことについて、どのような見解をお持ちか伺いたい。

○国土交通省(和田課長) まず数字の判断については、いろいろ見るべき視点があると思います。1 つはこの規制ができた後、経済状況がいろいろ変化したり、その後も高齢化が更に進んできたりしていて変わっているとか、大規模店舗の立地がそれなりに進んできたとか、そういったことを参酌して数字を見なければいけないのかなと思っております。

その上で我々も大規模集客施設というのはすべからく悪いものだと思っているわけではございませんので、結局先ほども話していましたように地域の中でのバランスなのだと思います。あとは地方公共団体、国全体の財政制約が非常に厳しくなってきておりますので、税制の議論や国際化もこれからどうなっていくかと言っているときに、公共投資の必要な余力というのは相当激減しております。用途が変わることに伴って道路や何かをまた変えていかなければならないということは、やはり自治体にとっても切実な問題として判断されなければいけないのかなと思っております。

○大室委員 私は逆の見解を持っておりました。公共投資の減少というか、各地方自治体の財政状況が悪くなっている現状において、各地方自治体としては小売業者や何らかの新しい投資を呼び込むような方法が要求されている時期なのではないでしょうか。そういう意味で、極端に減ってしまってよいものかどうか質問させていただきました。

もう一点、再々開発についてですが、思ったよりニーズが少ないようですが、経団連さんとしてこの点についてはいかがですか。国土交通省さんのアンケートあるいはヒアリングによると、再々開発についてほとんど要望はないと言ってもいいくらいの数字だと思い

ますが。

- ○日本経済団体連合会 私どものところには、デベロッパーから来ております。ここでの 質問対象は、オーナーと自治体ですので、意識の違いがあるものと思っております。
- ○大室委員 ということは、こういう規制緩和をすることによって新しい新規参入事業者 が現れ、再々開発が促進されるということでしょうか。
- ○日本経済団体連合会 少なくとも、再々開発をしたいと思っておられる事業者はおられるということでございます。
- ○大室委員 では、それについて。
- ○国土交通省(坂本課長) アンケートは私どもの課が中心で行いましたが、再開発というのはまちづくりですから、まず市役所の御意向はどうですかというのを聞くのが基本だろう、そしてビルのオーナーさんはその後どうなっていますかと聞きました。あとはデベロッパーさんがいいか悪いかではないのですけれども、デベロッパーさんは1つの請負的役回りが多くなってきますので、今、デベロッパーさんには聞いておりませんが、デベロッパーさんの方の御意見があるのであれば、それはまたお伺いして集約化してみたいと思います。デベロッパーさんではなくて、先ほど言いましたようにコーディネーターとか、そういうのには常日頃具体事例を教えてほしい、マスデータとして2つ行いましたが、これで足りないというのであればまた御協力いただき、お持ちでしたらデータを頂きたいと思います。

最後にもう一つだけ申し上げておきたいのは、やはり基本として公共団体はどう考えていますかというまちづくりの意思が根っこにありますので、そこだけはきっちり押さえておきたいという形で今回は行っております。他のデータを排除する気はありませんが、頂けるなら頂きたいということです。

- ○大室委員 では経団連さんを始め、具体的なデータが取れるのであれば、是非提出をしていただきたいと思います。特に意外だったのは昭和 56 年の新建築基準法以前のものが意外と少ないことです。30 年を経過していながら、これだけのニーズしかないのかと思っております。
- ○国土交通省(坂本課長) データをとっているわけではないのですけれども、法律が 44 年ですから、それから調整して都市計画を決定して設計して権利調整してということになりますので、竣工時期から見るとかなり後ろにずれ込んでくるのかなということはあるかと思います。それ以前は防災建築街区造成事業で、前の事業の尻尾がまだ当然ありまして、これと同時並行に新法に切り替わりながら都市計画や地元調整をやっていたのだと思います。御存じのように調整期間は相当要りますので、設計に入って竣工するまでは確かに 1 ~ 2 年で済むのですが、全体の作業はかなり長いのではないかということではないかと思います。
- ○大室委員 感覚的には、基準法の改正から 30 年を経ており、この期間に行われた再開発 は駅前が多かったのだろうと思います。先ほどコンバージョンの話が出ましたように、用

途が変わり空室が出たり、撤退してしまっていたりするところが随分あるはずです。そういう意味で再々開発の要望が、すごく強いのではないかという印象を私は持っていましたので、数字が少ないことに意外な感じを正直受けています。

○国土交通省(坂本課長) 今の点は全く同感でありまして、組織立って議論したわけではなくて個人意見として申させていただくと、多分、困っておられる公共団体は多々あるのだろうと思っていますが、それをどうしたらいいのだろうということをまだ悩んでいる最中で、具体的に再開発でやろうか、あるいはもう少し大きく区画整理して全面的に組み替えようか、あるいは地区計画をつくって違うところに中心を移していこうかなどなど御検討中なのだと思います。今の時期聞いても再開発の予定がありますというふうに、建替えまで考えていますというのが少ないというだけではないかと思っていまして、まちづくりを全部組み替える中で建替えをするのだというふうに向かっていく潜在的なニーズはあるのではないかと思っていますものですから、そこはしっかり掘り起こして、どういう形なら例えば税金を使わせていただけるのかということは、更に検討していきたいという状況でございます。

○大室委員 他にございますか。

いろいろ議論をさせていただきましたが、アンケートについても是非、坂本課長さんが おっしゃったような、潜在的なニーズは再開発の中に存在していると思いますので、ヒア リングあるいは自治体との連携を含めて、新しい需要を生み出すような再々開発への取組 を是非考えていただきたいと思います。

経団連の皆さん、引き続いて次もありますが、どうもありがとうございました。

国交省の和田課長始め、朝早くからありがとうございました。これで時間の関係もございますので、大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制と再々開発についての規制緩和の意見交換を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○大室委員 それでは、議題2の日本再生ヒアリングに移らせていただきます。厚生労働 省及び日本経団連の皆様には、御多忙のところ御出席賜りありがとうございます。

それぞれ御説明いただいた後にまとめて質疑応答にさせていただきたいと存じます。まず、厚生労働省から時間を制約して申し訳ないですが、10分程度で御説明いただきます。 ○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 厚生労働省職業安定局需給調整事業 課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は需給調整事業課長が御説明に上がる予定でしたが、本日、労働者派遣法の改正案 につきまして、正に国会で今、審議中でございまして、そちらに出席のため、私が代理で 御説明を申し上げます。

それでは、早速ですが、お手元にございます資料 2-1 「政令 26 業務等の付随的な業務について」に基づきまして、御説明を申し上げます。

1ページ、まず労働者派遣法においては派遣先における常用雇用の代替を防止する観点

から、派遣先が同一の業務について派遣を受け入れることが可能な期間につきまして制限を設けております。派遣可能期間は真ん中の箱にありますように、業務によって分かれておりますが、原則1年、最大3年とされておりまして、それ以上の期間の派遣の受入れはできないことになっております。

一方、政令 26 業務、その下にブルーの箱で囲ってありますが、その他派遣受入期間の制限がないものとして4つほどありますが、産前産後休業などについては派遣の受入期間の制限がないものとなっております。

2ページでは先ほど申しました政令 26 業務の具体的な内容をお示ししております。1 ~ 26 までございます。

一番上の方の太線で囲った箱に記載しておりますように、労働者派遣法の規定によりまして政令 26 業務は、「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」、又は「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」と政令で定める業務とされています。

具体的な業務内容につきましては、労働者派遣法施行令によりまして真ん中の箱にある とおりでございます。

3ページは政令 26 業務に関する労働者派遣法の関係条文を記載しております。こちらに ございます労働者派遣法の第 40 条の 2 第 1 項第 1 号に規定されていますが、ここに「イ又 は口に該当する業務であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間に わたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわ ないと認められるものとして政令で定める業務」と定められております。

また、労働者派遣法第40条の2第6項において、政令26業務を定める政令の制定又は 改正の立案をする際には、労働政策審議会の意見を聴かなければならないこととされてお ります。

 $4 \sim 6$ ページに具体的に労働者派遣法第 40 条の 2 第 1 項第 1 号に基づいて定められている政令の内容を書いてございます。具体的記述内容の説明は省略いたします。

7ページ、8ページには今回の議論になります付随的な業務に関わる業務でございます。 そこで資料にはございませんが、まず付随的な業務に関する経緯について若干説明させていただきます。労働者派遣法は昭和60年に創設されましたが、このときポジティブリスト方式といいまして、派遣ができる業務だけを列挙している方式で、派遣できる業務が現在の政令26業務のうち一部の業務に限定されていました。それが平成11年の改正によりましてネガティブリスト方式、要するにできない業務を定めて、それ以外できるというように改正されました。

その際に新たに派遣可能となった政令 26 業務以外の業務、要するにネガティブリスト 方式によって派遣可能になった政令 26 業務以外については期間制限が導入されることに なりましたが、政令 26 業務については期間制限が適用されないことになっています。これ が第一に押さえておくべきポイントだと思います。

第二としまして、創設当時から平成 15 年の改正の前までは付随的な業務の実施を許容する旨の記載はありませんでした。したがいまして、平成 11 年から平成 15 年の改正前までは、政令 26 業務と付随的な業務を併せて実施する場合は、一律に期間制限が適用されるという扱いでございました。

しかしながら、こうした扱いとなっているため、電話やコピーも全く認めないという硬直的な運用がされて、政令 26 業務の円滑な業務の遂行の妨げになっているという意見が使用者サイドから挙げられました。こうしたことを受け、公労使三者で構成されます労働政策審議会で議論が行われ、平成 14 年 12 月 26 日に建議が出されました。この建議では付随的な業務を行う場合であって、かつ、その割合が低い場合、例えば1割である場合は政令26 業務の遂行を円滑に行えるよう、派遣期間制限の対象外とすることが適当であるという旨が記載されております。その建議に従いまして、現行の付随的な業務に関する取扱いが決められたところです。

それでは、付随的な業務の内容について御説明いたします。8ページの口のところを御覧いただければと思いますが、こちらに具体的に記載されております。「イの①に該当する業務であっても」と書いてありますが、これは政令26業務のことです。「イの①から⑤までに掲げる業務以外の業務」、要するに派遣受入期間の制限のある業務を併せて行う労働者派遣の場合は、派遣受入期間を超える期間、継続して労働者派遣の役務提供を受けてはならないとなっております。

その上で、「ただし、イの①から⑤の派遣受入期間の制限がない業務の実施に伴い」、ここからがポイントですが、「付随的にイの①から⑤以外の派遣受入期間の制限のある業務を併せて行う場合であって、かつ、派遣受入期間の制限がある業務の割合が通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数で1割以下の場合には、全体として派遣受入期間の制限を受けない業務として取り扱って差し支えない。

なお、この場合には、労働者派遣契約において、それぞれの業務の内容及びそれぞれの 業務の通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数又はその割合を定めること が必要である」と記載されております。

9ページ、10ページを御覧ください。これは「専門 26 業務に関する疑義応答集」ということで、専門 26 業務に関する疑義応答集の中に記載されておりますが、これは労働者派遣法の規定に基づく政令 26 業務に関する解釈を取りまとめてお示ししたものです。この中に付随的な業務の解釈を示した部分でございます。

最後に11ページを御覧いただきたいのですが、これはいわゆる専門26業務の派遣適正化プランと言われるものなのでございます。なぜこのプランを実施したかと申しますと、派遣可能期間の制限を免れることを目的として契約上は、要するに書類上は政令26業務としながら、実態的には政令26業務の解釈をわい曲したり拡大解釈したりして政令26業務以外の業務を行っている事案が散見されたということです。このプランは、平成22年2月

8日に公表されまして、これに基づきまして指導監督を行ったということです。

具体的には都道府県労働局において、平成22年3月及び4月を集中的な期間とする政令26業務の派遣適正化のための指導監督を行うとともに、この適正な運用につきまして関係団体に対して要請を行っております。

このプランに基づく集中的な指導監督では、891 件の個別指導監督を行っており、そのうち文書指導件数は227件となっております。また、プランの公表日から平成22年4月末までに派遣元事業主の団体、派遣先となり得る経済団体に対し、訪問などによりまして2,234件の要請を行ったところでございます。

12ページ、このプランによる是正指導後の労働者の雇用状況をまとめたものでございますが、このプランに基づきまして平成22年3月及び4月に集中的に行った指導監督の結果、是正指導された事業主において対象となった派遣労働者の方というものが827名おりますが、このうち807名、97.6%の方の雇用については維持をされておりまして、離職された方は2.4%、20人となっております。

簡単でございますが、政令 26 業務の付随的な業務について御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○大室委員 それでは、続いて経団連から付随的な業務の範囲等の見直しについて、御説明をお願いします。

〇日本経済団体連合会 それでは、資料2-2に基づいて御説明いたします。また、御質問等ありましたら、本日は一般社団法人日本人材派遣協会の方もお見えですので、適宜サポートしていただきたいと思っております。

制度の概要につきましては、ただいま、厚労省の方から御説明があったとおりで、専門26業務に係る付随的な業務に費やす時間が全就業時間数の1割を超える場合については、制限を設けることとされております。また、専門26業務にも付随的な業務にも該当しない業務に少しでも従事した場合には、これは時間数にかかわらず派遣期間の制限を受けてしまうという問題が生じております。

具体的な話を次のページで御覧いただきたいと思います。現行制度上の問題点として4 点掲げております。1つ目は、付随的な業務として認められる範囲が、非常に限定的なた めに専門26業務を遂行するに当たって支障を来すことがあるということです。

企業へのヒアリングの中で、専門 26 業務にも付随的な業務にも該当しないとされた例を幾つか上げております。例えば2つ目のポツですけれども、5号業務の事務用機器操作関係で作成した書類を電子メールで顧客に送付したという行為が付随的な業務にも該当せず、自由業務だと言われたケースがございます。4つ目のポツについて、17号業務、研究開発関係では、分析・計測機器を使用して原材料や試作品の安定性試験や成分計測を行い、結果の数値が適正かを判断する業務について、これはかなり専門性が必要だと思いますが、それでも17号業務には該当しないと判断されたということがあります。

また、専門26業務と付随的な業務の垣根が曖昧なために全就業時間数に占める付随的な

業務の時間を正確に算出することが非常に難しくなっているということと、付随的な業務の解釈について各労働局の判断が異なる場合がありまして、実際に労働の現場に混乱を生じさせております。そもそも3つ目の四角にございますように、なぜ付随的な業務が全就業時間数の1割以下に制限されなければならないのか、そこの合理的な根拠もよく分からないということです。

例えば東日本大震災のような大震災によりまして、派遣先の業務量が大きく変わるようなこともあります。これは大震災以外でも様々なケースがあるわけですが、緊急避難的に26 業務や付随的な業務以外の業務を代替的に遂行させなければいけない場合もあります。こういった様々なケースに対して、もう少し柔軟な制度にしていただけないだろうかと思っております。

次のページ、要望事項を御覧いただきたいのですが、下の点線四角に書いてございますように、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」というものをまとめておりまして、「いわゆる専門 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること」ということが決議されております。

我々としてはできるだけ雇用を継続、維持、拡大をしていきたいと思っており、附帯決議にのっとって労使関係者の現場の声を十分踏まえて、下の2つの点を要望いたします。

1つは疑義応答集におけます付随的な業務の解釈の見直しを含め、付随的な業務を弾力 的に運用していただきたいということ。それから、専門 26 業務の付随的な業務に費やす時 間を全就業時間数の1割以下にするという制限を緩和していただきたいということです。

以上、よろしくお願いいたします。

○大室委員 ありがとうございました。

それでは、労働者派遣制度の付随的な業務の見直しについて質疑応答をさせていただき たいと思います。どなたからでも結構です。

○山田委員 どうもありがとうございました。御説明大変よく分かりました。

経団連さんの御説明の最後の要望事項のところに書いてあるとおりのことなのですが、 各項目を検討すべきである内容として、いわゆる付随的な業務の解釈の問題ということで、 厚労省の皆さんは検討されていると思いますが、今どういう検討過程にあるのかお伺いさ せていただければと思います。

○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) 先ほど申し上げましたけれども、今正に労働者派遣法改正案の審議をしておりまして、この中で専門 26 業務の在り方について様々な御意見が出ております。お示しいただいた附帯決議もございまして、ここでなされた議論は結構幅広い議論でありまして、いわゆる専門 26 業務に該当するかどうかによって、派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方自体を考えろという御意見がかなり出ております。

したがいまして、本日課長も出席できませんでしたけれども、この労働者派遣法改正案は平成20年ぐらいから議論しており、ようやく衆議院を通過し、参議院の厚生労働委員会で御審議いただくという段階に入っています。まずはこの労働者派遣法改正法を成立させていただきまして、その後、施行しなければなりません。その後、附帯決議もございますから、専門26業務の在り方について検討させていただくということでございます。

ただ、その内容については非常に様々な御意見がございます。頂いたような御意見もあれば、もっと厳格にやるべきではないかという御意見もございます。いろいろ御意見ございますし、かつ、専門 26 業務の在り方自体は労働者派遣法の極めて根幹をなす部分でございますから、ここについては本当に労使いろいろな御意見があると思いますので、施行された後に非常に大きな議論になると思いますけれども、いろいろな可能性を一から検討させていただくことになります。

○山田委員 2012年3月7日の厚生労働委員会で可決された中身は、速やかに見直しの検討を開始することという附帯決議がされているように書かれているわけですが、今の御説明だと労働者派遣法が成立して、施行されて、この後に検討を開始するというふうに聞こえたのですけれども、それでいいのですか。

○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) そういうことです。要するに、これは労働者派遣法改正案の附帯決議ですので、労働者派遣法改正案の採決時に一緒に出てくるものでございます。まずは改正法案を通していただいて、施行した後に検討を開始するということでございます。

申し上げたように、在り方自体は様々な議論がありますので、そこは根本的に全体を議 論させていただくことになろうかと思います。

- ○山田委員 派遣法が成立しなかったら、これは見直さないということですね。
- ○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) 政府としては成立を目指しています。
- ○山田委員 成立しなかったら見直さないということなのですか。
- ○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) 今、衆議院は通過しておりますし、全力を挙げて成立を目指しています。今、参議院で御議論いただいております。
- ○深谷委員 余りに意見にも何もなりませんが、全部成立して、終わってから見直しますと言われると議論が進みません。例えばこういう要望事項が出ているものに対して、今の 段階ではどういう御意見なのかぐらいはお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) 申し上げたように、専門 26 業務の在り方そのものを、これは国会でもいろいろ議論になっていますので、全体的な議論の中で考えていくということで、個別に専門 26 業務に関して、かなりいろいろな御意見があるのですけれども、個々のものということではなくて、国会でそういう制度全体の在り方を検討ということでいただいていますから、私どもとしてはその全体の議論をする中で考えていくということでございます。
- ○山田委員 いや、深谷先生の御質問は、要すれば今、出ている御要望に対して皆様がど

のように受け止められて、どのようにお考えになられているかという、そういうことです。 普通に聞くと経団連さんがおっしゃっていることは全くそのとおりだなと思うわけですが、 それに対してどうお考えになられるのか。それをお聞きしたいと言うことだと思います。 〇厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) まず、現行の労働者派遣制度は、労使の関係 者で議論しているものです。労働者派遣法では、派遣先での常用雇用の代替を防止することや、派遣労働者の雇用の安定を図るという目的、考えになっていますから、派遣先での常用雇用をなるべく代替しない、そういう観点で期間制限を設けております。そういう観点で法律自体が成り立っていて、その中で労使の議論を含めながら具体的なことを決めていますので、現段階でこういう形で弾力的にやっていくことは、実は難しいと思います。 〇深谷委員 今の時点での御意見を頂けないと、議論が前に全く進まないのですけれども。 〇厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) 何度も申し訳ないですが、そもそも根本的な議論になっていて、使用者側の方からもいろいろな御意見を頂いていて、国会でもそういう議論になっていますので、その制度の在り方を検討する中でやっていくということです。

- ○大室委員ということは、この場ではなじまないということですか。
- ○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐)そこは申し上げたようにいろいろな御意見が あるのは承知していますし、国会でも指摘がありますから。
- ○深谷委員 もちろんそれは分かりますけれども、派遣法が根本的なところでの議論に立 ち戻っておりますということであれば、どういう今議論がそこでなされていて、それを前 提にして、こういう要望事項に関してはというような御意見を頂かないと。
- ○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 先ほどから何度も申し上げていますけれども、資料にございましたように政令で 26 業務を定める場合には、公労使を含めた労働政策審議会で議論をして定めることと決まっています。ですから、その前提を崩して何かできるかというと、できないわけです。我々は単なる事務方に過ぎないわけですから、その中でどうするのだとおっしゃられても同じ答えを繰り返すしかありません。
- ○山田委員 分かりました。ごもっともです。ただ、例えば経団連さんが質問されている 事項の中で現行制度上の問題点として4つほどポチがあって、その非常に常識的に考えて も、要するに我々自治体や会社で派遣者の方と仕事をしている中で、こういうことがある というのは、私も申し訳ないですが知らなかったのですけれども、例えば5号業務で作成 した書類を電子メールで顧客に送付したらそれが何とかという話があるとか、はっきり言 ってびっくり仰天という感じです。

全就業時間の1割以下と言われても、どうやってタイムスケジュールを管理するのかなど、そういうことが決められている。それは法律である以上は厳格に守らなければいけないわけで、それも大変なコストになっていると思います。全体感についてはおっしゃるとおりだと思いますが、個別的な質問に対して厚生労働省の方々はどのように反応されるのかというのを御意見として伺いたい。

○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 法律で規定されているとおっしゃられましたが、付随的な業務というのは法律では規定されていません。付随的な業務というのは法律上には全く記載されておりませんので、厳密に解釈すると付随的な業務というのは期間制限が適用される方向になってしまうのです。

ただ、先ほど御説明申し上げましたように、現実的に使用者側の方から、杓子定規に運用するとうまく運用できない場合があるということで、公労使の労働政策審議会の中で議論をし、最低限政令業務に付随するものであって、最低限の例えば1割の程度であれば政令業務として全体として見るという運用ではどうか、ということで局長通達で定められて、運用しているという実態があるわけです。

〇山田委員 それはごもっともで、私が法律と言ったのが間違えでそのとおりだと思います。そうではなくて、ここに書いてある4つのポチそれぞれ、例えば先ほどの一番上でいくと、手続の説明をしたら、これは普通業務で判断して何とかと言われたということですね。そういうことに対してどう思われるか。普通に考えれば、それ自体非常にロスがあるのではないかと思います。

○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) そのために疑義応答集を作成いたしました。要するに行政サイドの中で裁量的にやっていないのかとか、そういう批判もあることから、運用を明確にするということで疑義応答集を作成して、それに基づき関係者の方々に御理解いただき、運用をしています。また、行政指導監督をする立場としても、それに基づいて指導監督をしているということでございます。

○山田委員 最後にもう一回だけいいですか。

分かりました。ありがとうございます。

そうではなくて、要するにここに指摘されている、例えば他部署からの質問電話があった際に、同じ部署の業務であるため、その手続を認識した派遣労働者が手続の説明をしたところ、当該電話対応は付随的な業務に該当しないと判断すると言われているわけです。例えば今の御説明をいただいた皆さんは、この一つだけ取って、これが付随的な業務に該当しないと判断されることについてどう思われるのか、ということです。

○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 個別事案については、多分この事案については事案をかなり省略というか、抽出して簡単に書かれているかと思われますので、これだけで付随的な業務に該当するかどうかというのは私には分かりません。

例えば先ほど御説明にありました、2番目の5号業務で作成した書類を電子メールで顧客に送付した行為。これが例えば単に依頼を受けて送ったということであれば、付随的な業務というよりも、それは5号業務そのものだと思いますけれども、そうではなくて営業行為として年中そういうことをやっているということであれば、付随的な業務にも該当しないと思われますけれども、これだけの情報では判断しがたいというのが現実です。

○深川委員 この付随業務の判断が非常に曖昧で、現場は非常に困っているという、恐ら くそういう趣旨だと理解しているのですけれども、多分素人的にシンプルに考えると当た り前ですが、付随という以上は主たる業務と付随があるわけだから、付随が全業務の6割とか7割とか、これは付随ではないですよねというのは分かるのです。多分だから1割がいいかはともかくとして、量的なカテゴリーで考えるというのは多分1つあると思うのです。

もう一つは業務の中身も1つです。業務の中身が例えば通訳なのだけれども、事務仕事も付随して何かあれば、それは付随なのだけれども、通訳として雇っている以上、通訳が本業であって、それ以外は付随ですよねというのは決まってきますといった、仕事の中身上の話と、仕事の分量の話と、恐らく2つのクライテリアがあると思うのですけれども、これをどういうふうに組み合わせる方向で今の話というのはでき上がっているかを、イメージ的に教えていただければ分かりやすくなるかなと思うのです。

○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) お答えになっているか分からないのですが、 先ほど私どもの方から説明しましたけれども、労働者派遣法ではいわゆる政令 26 業務とい うものは期間制限を適用しないと書いています。ですからこういう業務、例えば通訳の業 務をやる場合は期間制限が適用されない。ですから通訳とか事務用機器操作とかいう業務 を取り出して、それは派遣期間を制限しなくていいという扱いになっています。だから通 訳は通訳でしかなくて、資料でお示ししたとおり、法律なり政令なりに書いていない業務 が入ってくるということはない、これが法律の読み方です。だから、政令 26 業務はいずれ にしても政令で定められている業務、これしかないということです。

○深谷委員 それはそれで業務としてはそうですが、それと付随業務というものとの線引きというところを、量というものと質というものとでいろいろ職種によっては違うと思いますが、それはどのように線引きというのか組み合わせておられますかということだと思います。

○厚生労働省(草野需給調整事業課長補佐) 質というとどのような感じになるのですか。 申し上げたように例えば通訳というと通訳しかないのです。そうすると質というのはどう いうイメージになるのでしょうか。

○深川委員 質というか、通訳は本当に通訳。だから付随業務という概念があるわけではないですか。対応する概念として主たる業務というものが恐らくあるではないですか。通訳の場合は恐らく主たる業務は通訳だと思うのですけれども、例えば打ち合わせに必要な資料をワープロで打って作成しましたとか、そうするとそれは付随かどうかという話が多分出てくると思うのです。そういうカテゴライズされた話と量的な話ですね。もちろんだから多分趣旨は通訳として派遣されてきているのだけれども、いつの間にかずるずる資料作成係もやっていましたというのは駄目ですよというのは、多分、量的な概念かなと思ったのです。

○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 本日配付しています9ページを御覧いただけますでしょうか。確かにそういうことで具体的にしお示ししたのがこの疑義応答集なのですが、9ページの①というのは政令26業務そのものに当たるというふうに解釈し

ています。これが例えばQの後に5点挙げていますけれども、これはどのような業務でも そうなのですが、政令26業務に関連した指示が行われる場合の朝礼、ミーティングは付随 的な業務ではなくてそのものであると解釈しています。

例えば2番目の実施、準備、整理の過程で一体的に行われる場合の派遣労働者自身のごみ捨て、掃除、後片付けとか、3番目の実施、準備、整理の過程で一体的に行われ、かつ、他の労働者と適切な割合で分担しているときのごみ捨て、掃除、後片付けとか、電話対応も書いてありますけれども、政令26業務の実施に電話応対を要する場合で、派遣労働者の通常使用する電話に偶然他者あての電話がかかってきた場合の電話の対応とか、そういう場合は政令26業務そのものであると考えられます。

付随的な業務というのは②が付随的な業務に当たるということで、例として2つしかないのですが、他の派遣労働者や派遣先の直接雇用労働者と適切な割合で分担等がなされないまま、派遣労働者の業務とされている場合のごみ捨て、掃除、後片付け、用紙の補給、書類整理は付随的な業務であろうと考えられます。政令26業務の実施に電話応対を要する場合で、かつ、適切な割合で分担がなされず、派遣労働者の業務とされているときの電話の応対も、付随的な業務に当たると考えられます。

では、全く付随的な業務に当たらないのはどういうものかというと 10 ページに書いてあります。付随的な業務に当たらないものの例として、例えば5号業務に関するお茶くみ。これは秘書業務であれば該当するのですが、5号業務というのは事務用機器操作ですから、本業の5号業務の実施に伴って、何でお茶くみが必要になってくるのか理論的には説明できませんので、これは付随的な業務には当たらないと解釈しております。

あるいは4つ目の5号業務と称しつつ、営業、販売、勧誘、債権督促の業務を行っている。これも本来の業務と関係なく行っているので、これは付随的な業務ではありません。 具体例で言いますとこのような形で質的な切り分けをしておるところでございます。

- ○大室委員 経団連さんは、何か補足することはございませんか。
- ○日本経済団体連合会 今の御質問について、例えば、疑義応答集で表現されている 5 号業務に関して読ませていただきます。

以前は5号業務というのは電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作とされています。ただ、現在の実情に沿って解釈すると時代は進んでいますので、それに基づいてオフィスのコンピュータを用いてソフトウェア操作に関する専門的な技術を活用して、入力、集計、グラフ化等の作業を一体として行う。このように応答集では解釈されています。

その中で、例えば病院で料金を計算するときに素早く打って計算をする仕事として、以前はデータエントリという形で認めてきたのですが、今、それは単純な作業については、単に迅速なだけでは駄目という形になりました。

したがって、業務の OA 操作の中でも例えば表計算ソフトでデータを処理する。これは 5 号業務に入りますけれども、単にデータ入力、テンキーで素早く入力するのは付随的な業

務になってしまうという形になるのです。そうすると区分けというのがどこを基準にして 区分けしたらいいのか。要するに専門 26 業務なのか付随的な業務なのか。これはどちらに 入るのかなかなか分からない。そういう問題点があるのです。この辺はしっかり基準とし て疑義応答集を出していただきましたが、なかなか分かりにくいというのが1つあります。

その他、例えば最近問題になったのが CAD による設計ですが、設計者にとって、建設の 方の CAD で設計士が設計したものを CAD で設計図に落とし込みをする。そうすると落とし 込んだ人は現場に行って確認をしないとどんなものができるのかイメージが分かりません。 そこで、現場へ行って確認するという、これが、付随的な業務として認められるのか認め られないのか。これは労働局に聞いても分からないのです。

それで1つの明確な基準があるといいのですが、なかなか設けられない。そうすると、 労働局によって、結論が異なってしまう。全国展開している企業にとってみたら、一体これはどうしたらいいのかという問題があるのです。したがってこれは、要望のように少し 弾力的に運用していただければよいのですが。

○大室委員 確かに派遣法の改正の問題があるとは思いますが、現状の問題として事業者 さんの方から直接出ておりますので、是非検討していただきたい。本日、回答が出せない 内容かもしれないですが、具体的に現場の声、事業者の声を吸い上げていただきたいと思 います。確かに派遣法の制度改正の問題があるけれども、現状の法制度でも日々動いてお り、状況も刻々と変わっていますので、直接事業者の声を聴き、今後の雇用の問題を含め、 早急に対応を検討いただきたいということが、本日の私どもの一番重要な要望です。

○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 今の具体的な個別の案件については 初めてお聞きしたのですが、御要望につきましてはお伺いをしたい。それをどうするかと いうのは難しい話なのですが、御要望についてはお伺いすることはやぶさかではありませ んので、現場レベルでいろいろな問題が生じているような個別の事案がございましたら、 我々に情報提供いただければと思っております。

ただ、要望事項にある具体的な下記項目を検討すべきということについては、先ほどお話しいたしましたように、専門 26 業務の在り方全体の検討の中でどうしていくかという議論の中で整理していくべきものになるのかなと考えておりますので、現状でここはできるというのはなかなかお答えしにくいということでございます。

- 〇日本経済団体連合会 専門 26 業務について議論しているというのは分かりますが、今後の問題の話であって、現在、現場で運用している私どもとしては常に直面している課題ですので、その辺りを御配慮いただきたいと思っております。
- ○厚生労働省(鈴木主任中央需給調整事業指導官) 済みません、その点につきましても 附帯決議の中にございますように、検討の結論が出るまでの間は丁寧・適切に指導監督し てくださいと書かれていますので、その趣旨も踏まえまして対応させていただきたいと考 えております。
- ○小村参事官 事務局からですけれども、恐らく経団連さんからの御要望では弾力化とい

う言葉が出て、本来でいけば統一的な取扱いをということなのだと思うのです。ただ、現実の話として全国の基準を統一的に運用する場合というのは、比較的省庁の対応とすれば一番厳しい基準に合わせるということが割と起こるものですから、そういうところを懸念されて弾力的に取り扱っていただきたいということなのだと思います。逆に言いますと統一を図る中できちんと事業者の方が実務的に対応できる内容も含めてお聞きいただいた上で対処方法を、今、一番厳しいところで統一的に運用できますということではないということは、この情報交換の中でお含みおきいただければ有り難いと思いますので、よろしくお願いします。

○大室委員 他にございますか。なければ一応この条項については今、検討中ということですけれども、是非、今、顕在化している問題については弾力的かつはっきりした形の方向性を打ち出していただければと思っております。

厚生労働省並びに日本経団連の皆様には、お忙しいところ御出席賜りありがとうございました。当ワーキンググループの今後の議論の参考にさせていただきます。どうもありがとうございました。

(説明者退室)

○大室委員 それでは、本日の議題3の「ヒアリング結果を踏まえた中間報告書作成項目 について」に移らせていただきます。資料の説明は事務局からお願いいたします。

○小村参事官 御説明をさせていただきます。

12月にワーキンググループを立ち上げていただいて以降、本日に至るまで非常に精力的に事業者と各府省のヒアリングに御同席をいただいて、これまでとはちょっと違うスタイル、今までですと内閣府がどちらかというと要望元を守るといいますか、余り特定させないで議論をするという形をひとつ持っていたのですが、今回から幾らか新しい試みですが、両者が同じテーブルに着いていただいて議論していただくというスタイルで運用させていただきました。

事業者サイドからすれば、許認可権者たる各府省に直接改革要望を行うことができる。 他方、府省サイドから見れば事業者から直接規制改革要望を聴くことができるというもの でございますので、先ほどもありましたけれども、終わった後に名刺交換等をしていただ いて、引き続きの情報交流など、非常に議論の透明性が確保された場でこういった双方に 有意義な機会を設けることができたと思っております。改めて御活発に御議論いただき感 謝を申し上げます。

3月いっぱい実施することとしていた関係者のヒアリングというのは、本日で一旦終了とさせていただきたく思っております。1月20日、ここで実施させていただいた自動車の基準の国際基準との調和、電波法のEUとの技術基準適合の話があり、最終的に、本日実施させていただいた専門26業務における付随的な業務の範囲の見直しまでございました。2月9日あるいは3月2日、医療系のものとか、3月19日の航空分野については複数論点があったと思っていまして、それぞれの項目について考え方を示して、この後、府省とお話

をしていきたいと思っております。

今後の流れについては、事務局にてまず閣議決定を目指す中での各府省との協議案文のたたき台というものを作成した上で、委員の皆様に御確認いただくという作業になります。場合によってはフォローアップ案件などでかなり取組が進んでいるものについて、この後、府省に対してもう一歩詰めるのか、ここで引くのか、極めて具体的に言いますと酒類などをどこまで詰めていくかというのは、かなり取組としてもやっていただいていたので、一度書いてみて、書けるとすればこんな形ですというようなことで相談させていただく場合もあるかもしれません。その上で御確認をいただきたいと思っています。

あと、皆様の御意見を一旦頂きまして、中間報告書(案)として取りまとめて、次回の ワーキングの場で御確認をお願いしたいと思っております。その間、一度キャッチボール をさせていただければと思っております。

各府省の協議についてですが、実は先日エネルギーの方の取りまとめをほぼ終えておりまして、公表時期は政府の取りまとめに合わせてということで今、情報自体の取扱いは非公開になってございますけれども、それと同様に考えれば、ここから6月までの間で事務レベルの協議からスタートして、折々で折衝にも場合によっては、これは第2ワーキングの場合もそうなのですけれども、委員の皆様方にも参加していただくことも日程が合えばお願いしたいと思います。その際にはまた改めて御依頼させていただきますし、今後の日程についても状況の中で逐次御説明申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、資料3につきましては、一度2月9日のワーキンググループで御覧いただいているものでございます。ただ、あのときについては最終的に府省の回答を全て入れまして公開するということで、「国民の声」等の要望については、最初から2月9日時点で入っていました。抜けておりました「8」等の白地になっております項目については、今回ここでの分科会の議論を経まして、府省に照会をかけて返ってきているものでございます。全体でこれらの項目32項目ございますけれども、当初にこのワーキンググループで主に取り上げていただくものと、ヒアリングをしていただくものと、そうでないものを区分けさせていただいておりますので、ヒアリング項目以外については、この情報公開をもって一旦ここの議論としては終えるという形で、それを除いた項目を中心に今後議論を詰めていきたいと思っております。

この場で出てきておりますが、前クールからずっとやってきた関係で、項目として取り上げなかったものなどありますので、ただ、逐次こうやって追っかけていただくこと自身は非常に有意義なことだと思っておりますので、今クールとすれば一旦ここで整理をさせていただきますが、次回以降また使わせていただきますし、状況が変われば改めて動き出すということもございますので、そういったものとして取扱いをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○大室委員 第2ワーキンググループは各府省折衝が終わって、行革会議にかけて閣議決

定まで持っていくということですね。

- ○小村参事官 最終的な閣議決定なり政府の取りまとめをいたします。普通でいけば閣議 決定でございます。今、行革実行本部というものができましたので、そことの整理をどう するかというのを詰めております。
- ○大室委員 第1ワーキンググループも同じ手順で進めるわけですか。
- ○小村参事官 同じだと思います。ですから逆に今、第2ワーキンググループのものが初めてなので、いろいろ取りまとめ方法の整理にかかっていますけれども、そこの道行きがしっかりすれば、こちらの方はそれにならって動かしていくような形です。
- ○大室委員 もう一つ、医療の問題は全体の分科会の中での重点項目です。第1ワーキンググループと項目が結構重複するところもあるのではないでしょうか。
- ○小村参事官 ただ、向こうの分科会そのものは、どちらかと言うとフォローアップ中心にやってきていますので、なかなかそこからプラスαの部分というのは重点分野となっていますけれども、時間的にも厳しいかなという部分があります。むしろ議論とすれば特に機器の分野などは、こちらの議論を増やして、そこをどんどん詰めていただく方が全体としてのパフォーマンスは上がるかなと思っています。
- ○大室委員 第1ワーキンググループの方がふさわしいと思いますが、分科会でも重点項目という形になっているから、その辺のここで議論したものを分科会に上げて正式に決めた形にするとか、何か手順が要るのではないでしょうか。
- ○小村参事官 第2ワーキンググループのときにも、1回項目名が固まった段階で全体の 分科会に御連絡をしているはずですので、同じような形で手順を踏んで、そごがないよう な形にはします。
- ○大室委員 それを是非お願いしたいと思います。

他にございますか。事務局からもお話があったように、第2ワーキンググループが昨日ありまして、百何項目にわたるエネルギー関係について、委員の皆様が直接、各省折衝あるいは副大臣折衝まで一緒にやっていただいております。第1ワーキンググループについても同じような形態になると思いますので、委員の皆様には時間をとっていただき、御協力いただきたいと思いますので、是非御承知おき願います。

それでは、今後の日程について、小村さんからお願いします。

〇小村参事官 今後の日程ですが、資料4としていつもの横の表を付けさせていただいています。次回は4月13日の10時から11時で予定しております。先ほど申しましたように、中間報告の案を整理してお出しできればと思っておりまして、これをスタートとしまして、第2ワーキンググループでいきますと府省との取りまとめに大体2か月ぐらいの時間がかかっています。大体同様の流れになろうかなと思っています。

4月13日にキックオフして、府省にも伝えるという形になって、その上で府省からそれに対する1次回答を頂いて、大体事務的にも2回、3回文書でキャッチボールをして、課長級ということで私なりが折衝をして、これも数回こなした上で委員の皆さん、政務とい

- う形で上がっていく。大体そのような流れになります。
- ○大室委員 折衝に入るのは5月ですか。
- ○小村参事官 実際は5月以降になろうかと思います。文書で1回照会をかけて、大体の イメージでは5月以降が折衝の中心になってこようかと思います。
- ○大室委員 今後のスケジュールはそのような概略でおりますので、是非、委員の皆様に は御協力をお願いいたします。

本日は朝早くから本当にありがとうございました。まだ時間があるようですが、これで 終わらせていただきます。